



個室ユニット 推進協ニュース Number 145

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL：045-921-0462 / FAX：045-921-0472

- 1面 31年度介護報酬改定を答申
第8期介護保険事業計画 審議開始
国政ニュース、こちら傍聴席
- 2面 支部だより【神奈川県】・全国大会
簡易経営診断受診のお願い
役員賠償責任保険のご案内
- 3面 施設紹介【さくらの舞】岐阜県
取組紹介【しょうじゅの里三保】神奈川県
取組紹介【せんねん村】愛知県
【連載】30年度改定・要点ゼミ
- 4面 介護ニュース・ダイジェスト
ズバリ回答！人事・労務のお悩み
今後の予定、用語解説
新規入会施設紹介、PCリサイクル

3月6日の会合で「職場環境等要件は3区分ごとに1つ以上取り組む」「ホームペー

同日、各委員が31年度改定案に対する意見や所信を述べた後、全会一致で諮問通り答申することを決めた。引き上げは介護報酬全体で2・13%（内訳は処遇改善Ⅰ：67%、消費税対応0・39%、補足給付0・06%）。

引き上げ率は2・13%



31年度介護報酬改定案を了承した第168回介護給付費分科会

特定加算は2段階設定

新設される「特定処遇改善加算」の取得要件は①現行の「介護職員改善加算」(Ⅰ)(Ⅲ)までを取得している②同加算の職場環境等要件を複数取り組んでいる③同加算の取り組みをホームページなどで見える化を行っている(3)。

31年度介護報酬改定を答申 介護給付費分科会

特養は微増、「特定処遇改善加算」を創設
食費12円、居住費36円引き上げ

2月13日、社会保障審議会介護給付費分科会（部会長・田中滋埼玉県立大学理事長）は、ことし10月1日の消費税引き上げに伴う「2019年度介護報酬改定」（19年度改定、報酬全体2・13%引き上げ）を、諮問通り、根本匠厚生労働相に答申した。技能・経験のある介護職員（経験10年以上の介護福祉士など）に「月額平均8万円相当」または「役職者を除く全産業平均水準の年収440万円」の賃金改善を行うため「特定処遇改善加算」を創設し、介護人材の確保と離職防止を目指す。ユニット型個室は2〜3単位の引き上げにとどまった。懸案だった基準費用額は食費12円、居住費36円、それぞれ引き上げられるが、「実費との乖離が解消されていない」などと不満の声が出ている。

処遇改善加算全体のイメージ

| 加算区分 | 月額相当額 | 算定要件 | 取得率 |
|-------|-----------|---------------------|-------|
| 加算(Ⅰ) | 3.7万円 | キャリアパス要件 ①+②+③ | 67.9% |
| 加算(Ⅱ) | 2.7万円 | ①+② + 職場環境等要件 | 12.5% |
| 加算(Ⅲ) | 1.5万円 | ① or ② + 職場環境等要件 | 8.7% |
| 加算(Ⅳ) | 加算(Ⅲ)×0.9 | ① or ② + 職場環境等要件 | 0.8% |
| 加算(Ⅴ) | 加算(Ⅲ)×0.8 | いずれも満たさない | 0.8% |

第168回介護給付費分科会の資料を基に作成

基本報酬、食費、居住費は微増
基本報酬の引き上げでは、ユニット型特養が要介護5で現行910単位を3単位引

ジに新加算取得状況を載せる「法人単位での対応を認める」などの厚労省案を了承した。サービスごとの加算率は、「サービス提供体制強化加算」「特定事業所加算」「日常生活継続支援加算」「入居継続支援加算」の取得状況を加味して加算率を2段階に設定する。加算率の設定については、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算(Ⅱ)の加算率がその0・9となるよう設定する。必要費用は約2000億円。

2月25日、第75回介護保険部会が開かれ、次の介護保険制度改正や第8期介護保険事業計画（2021〜23年度）策定などに向けて審議を開始した。厚労省は「高齢化の進展」や2025年以降の「現役世代人口の急減」に対応するため、審議会に※5つの検討項目を示し、論点を中心に議論を重ね、今冬ごろ（12月ごろを想定）までに意見をとりまとめるよう求めた。厚労省は次の通常国会に介護保険法の後などの関連法改正案を提出する方針。



第8期介護保険事業計画の議論を開始した第75回介護保険部会

第8期介護保険事業計画めぐる審議スタート 介護保険部会 まず5つの検討項目を議論へ

同日、厚労省がこれまでの経緯を説明した後、委員24人が所信や現行制度に対する意見を述べた。次回から横断的な議論に入り、夏ごろにはサービスごとの議論に移る。個別の議題としては「原則2割負担」「ケアプラン有料化」「認知症高齢者への対応」「介護予防など総合事業の範囲拡大」「元気高齢者の活用」「AIやIoTの活用」などが議論される見通し。

※【5つの検討項目】（注）横断的な検討項目。今後の議論によって変更もあり得る。

- ① 介護予防・健康づくり（健康寿命の延伸）
- ② 保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）
- ③ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
- ④ 認知症「共生」・「予防」の推進
- ⑤ 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

き上げて913単位とする―など若干の引き上げにとどまった。

（参考）特養の新単位 ○は現行
◇ユニット型

| | | | | |
|---------------------|------|-----|-------|----|
| ユニット型個室とユニット型個室的多床室 | 要介護1 | 638 | (636) | +2 |
| | 要介護2 | 705 | (703) | +2 |
| | 要介護3 | 778 | (776) | +2 |
| | 要介護4 | 846 | (843) | +3 |
| | 要介護5 | 913 | (910) | +3 |

また推進協などが強く求めていた特養など施設系サービスの基準費用額の引き上げについては、「介護事業経営実態調査」のデータなどを参考に消費税引き上げの影響分を上乗せする。ユニット型個室の場合、食費（日額）は現行1380円を12円引き上げて1392円に、居住費（同）現行1970円を36円引き上げて2006円とする。

ただし、低所得者（第1〜3段階）については利用者の負担限度額を据え置くものの、基準費用額との差額は補足給付を引き上げて対応し、負担を軽減する。

30年度改定調査など実施へ

同日、介護給付費分科会は「平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に関する調査実施案」（2019年度調査、9月実施）と「31年度介護経営概況調査案」（29年度決算と30年度決算額を調査、5月実施）を決定した。

（参考）施設系の基準費用額日額 ○は現行。

◇食費（全）
1392円（1380円）+12円

◇居住費
2006円（1970円）+36円

◇ユニット型個室
1668円（1640円）+28円

◇多床室
855円（840円）+15円

在宅サービスの区分支給限度額は、サービス単位の引き上げが影響して利用者の負担増となるため、介護報酬引き上げに合わせ限度額を引き上げる。

国政ニュース

◎非正社員の賞与ゼロは不合理
（2月15日）大阪高裁判決
大阪高裁は「非正職員に賞与などを支払わないのは不合理だ」として雇用者の大阪医科大学に賞与の支払いを命じた。時給制アルバイト職員が賞与など1270万円の支払いを求めて提訴。裁判長は正職員賞与の6割など109万円の支払いを命じた。

◎国民負担率は横ばい
（2月28日）財務省19年度試算
財務省の試算によると、2019年度の国民負担率（税負担と社会保障負担の合計額が国民所得に占める割合）は42・8%で、18年度と横ばいとなる見通し。国民所得は18年度より2・6%伸びる一方、税負担は消費税率引き上げなどによって0・1%増えて25・4%、社会保障負担は0・1%減って17・4%で、併せて42・8%と推計。

ウの目タカの目 こちら傍聴席 ◎「末期がん」やめて!

○：「いまごろになって言われてもね」。内科医が力なくつぶやいた。机上には無造作に置かれた「介護保険最新情報vol.699」のコピーが。

○：40〜64歳の被保険者が要介護認定を申請する際、特定疾患名の記載が必要だ。「末期がん」と書かず、「がん」と書くと、自治体によっては「不受理」とされることがある。介護保険制度スタート時から医師の間で「患者や家族に『末期がん』と書かせるのは酷だ」と批判が出ていた。

○：厚労省は「末期がん」とせず、単に「がん」と記載されていても受理して差し支えないと都道府県に通知した。患者・家族の心情がやっと通じた格好だが、内科医は「不受理にされた患者が何人いたのか、反省を込めて実態を調べるべきだ」とやや興奮気味に指摘した。（檜）



支部便り

神奈川県支部

実行委員会を開催

2月15日、神奈川県支部はしよじゅの里三保で、31年度全国研修大会に向け、第3回実行委員会を開催した。パンフレットや講師依頼、分科会及び事例発表、展示ブースの進捗状況などについて報告が行われ、今後のスケジュールや作業の分担などについて話し合った。



全国研修大会開催に向けて話し合う実行委員

3月15日開催の理事会で素案議決後、同月下旬にはパンフレットを印刷しプロモーション活動を開始する予定。事例発表者の募集は3月1日～5月末。6月1日からインターネットとFAXで参加申し込みの受付を開始する。

問合せ先

《大会本部》
全国個室ユニット型施設推進協議会
電話 045(921)0462
《事務局》神奈川県支部
照陽会 みんなと暮らす町
電話 044(520)1901

第13回全国研修大会 in 神奈川 2019

開催日：平成31年10月1日(火)～2日(水)

会場：パシフィコ横浜 会議センター
(横浜市西区みなとみらい1-1-1)

～ innovation ～

《イノベーション》新機軸、技術革新、新しい捉え方活用
創造する行為、アイデアから意義のある新たな価値を創造し
自発的な人、組織の幅広い変革、過去の真の理念を学ぶことを目指す

その源は、心に湧き出る感覚は

『君は生きているのか！生かされているのか！』

生きていることの証は、感動！

感動は目が開くこと、手足が震えること

感動の心無くして感謝の域まで達しない

人の心をより震わそう！介護の真髄を見ようではないか！』

1日目 10月1日(火) 12:30～20:00

2日目 10月2日(水) 9:30～12:00

プログラムは都合により変更になる場合がありますので予めご了承ください。

福祉機器展

基調講演 赤枝雄一会長

基調講演 厚生労働省(予定)

特別講演 HAND SIGNによる

ボーカル&手話パフォーマンス♪

分科会・事例研究発表

情報交換会(インターコンチネンタルホテルにて)

皆で踊ろう！若かりし日のポップス・ロックンロール♪

記念講演

アパホテル株式会社社長 元谷芙美子氏

(株)エクセレントケアシステム代表取締役 大川一則氏

分科会報告、明日へつなぐセレモニー



簡易経営診断受診のお願い

介護保険委員長

藤村 二朗



推進協は、30年度から福祉医療機構(WAM)の簡易経営診断受診を促進するための事業を「簡易経営診断受診促進事業」として始めました。

介護保険制度改正並びに報酬改定におきまして、制度の持続可能性を高めることも強く進められるなか、提供されるサービスの向上や事業の安定性、継続性も高めていかなければなりません。事業者には自施設の経営状態の確認と課題抽出、事業計画作成が求められています。

また、その取組を経年で測定し、多くのデータとの比較を通じて計画の方向性を中期で確認していく必要があると考えております。

推進協としても、次回介護報酬改定に向け、より多くのデータから消費税増税や人件費の高騰などの影響による経年変化の状況を把握し、ユニット型特養が抱える課題を抽出していかなければなりません。会員施設様におかれましては、ご理解をいただき、受診くださいますようお願い申し上げます。

◆平成29年度決算の診断受診の手順

①簡易経営診断の申し込み

受診料…1施設 10800円

実質、半額の5400円で受診できます。

申込期日…4月30日(火)

提出書類…直近1カ年の決算書一式、事業報告書、施設状況書

☆福祉医療機構に借入れがあり、事業報告書提出済みの場合は「簡易経営診断受診促進事業のご案内・お申込み資料」を推進協ホームページ(www.sushinkyokyo.ac)からダウンロードし、お申込書にご記入の上、福祉医療機構にお申し込みください。

☆借入れが無い、未提出などの場合は福祉医療機構のお問合せ先にお電話でお申込みください。

| No. | 項目名 | 単位数 | 施設数 | 平均値 | 標準偏差 | 最大値 | 最小値 |
|-----|----------------|------|------|------|------|-------|------|
| 1 | 1.1 経常収入(人件費) | 80.0 | 46.7 | 56.2 | 10.5 | 80.0 | 40.0 |
| 2 | 1.2 経常収入(設備) | 5.1 | 99.2 | 34.5 | 10.5 | 50.0 | 0.0 |
| 3 | 1.3 経常収入(その他) | 2.3 | 88.2 | 21.3 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 4 | 1.4 経常収入(合計) | 87.4 | 45.7 | 72.0 | 10.5 | 100.0 | 40.0 |
| 5 | 2.1 経常支出(人件費) | 5.5 | 11.1 | 12.7 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 6 | 2.2 経常支出(設備) | 2.7 | 11.1 | 12.7 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 7 | 2.3 経常支出(その他) | 1.9 | 11.1 | 12.7 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 8 | 2.4 経常支出(合計) | 10.1 | 11.1 | 12.7 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 9 | 3.1 経常収支差(人件費) | 5.1 | 64.3 | 63.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 10 | 3.2 経常収支差(設備) | 2.4 | 87.1 | 21.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 11 | 3.3 経常収支差(その他) | 0.4 | 77.1 | 8.2 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 12 | 3.4 経常収支差(合計) | 7.9 | 77.1 | 73.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 13 | 4.1 経常収支差(人件費) | 5.1 | 64.3 | 63.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 14 | 4.2 経常収支差(設備) | 2.4 | 87.1 | 21.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 15 | 4.3 経常収支差(その他) | 0.4 | 77.1 | 8.2 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 16 | 4.4 経常収支差(合計) | 7.9 | 77.1 | 73.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 17 | 5.1 経常収支差(人件費) | 5.1 | 64.3 | 63.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 18 | 5.2 経常収支差(設備) | 2.4 | 87.1 | 21.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 19 | 5.3 経常収支差(その他) | 0.4 | 77.1 | 8.2 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 20 | 5.4 経常収支差(合計) | 7.9 | 77.1 | 73.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 21 | 6.1 経常収支差(人件費) | 5.1 | 64.3 | 63.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 22 | 6.2 経常収支差(設備) | 2.4 | 87.1 | 21.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 23 | 6.3 経常収支差(その他) | 0.4 | 77.1 | 8.2 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |
| 24 | 6.4 経常収支差(合計) | 7.9 | 77.1 | 73.8 | 10.5 | 40.0 | 0.0 |

施設の状況の診断結果をレーダーチャートで可視化。様々な方法で比較した診断結果の資料は約50枚。

◆簡易経営診断とは
法人・施設の経営状況をより的確に把握することを狙いとして、福祉医療機構が実施しています。課題や強みを確認できる樹形図、法人・施設の立ち位置を示すヒストグラムや、平均値との比較を行うレーダーチャートなどで可視化され、わかりやすく解説、ワンポイントアドバイスも掲載されています。

◆お問合せ先

独立行政法人 福祉医療機構
経営サポートセンターリサーチグループ
電話 03(3438)9932

◆受診料の半額を補助

2019年度の年会費請求時、受診料(10800円)の半額5400円を請求額から差し引きします。

◆受診のメリット

ユニット型の特養を定員規模別に診断する「簡易経営診断」を受診することで、数値から客観的に自施設の経営状況を見られ、定期的に自分の法人の立ち位置を確認することができます。

◆申込から2週間前後で診断結果が届きます。

※お申込み件数が多数集中した場合、よりお時間をいただく場合がございます。

③診断結果と施設状況表の写しを推進協事務局へ5月24日(金)までに郵送ください。

◆社会福祉法が改正されました

社会福祉法人制度改革で社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、社会福祉法人の運営にあたる理事、監事および評議員等の責任が明文化されました。これにより、役員が皆さまは会社法上と類似の義務と責任を負担することとなり、個人として第三者訴訟や法人訴訟による直接的な損害を被る可能性が極めて大きくなりました。

◆従来からの賠償責任保険との違い

法改正以前からご加入いただいている従来の福祉賠償責任保険は、施設利用者や周辺住民の方におケガをさせた場合や物的損害を発生させた場合に賠償の対象となりますが、ケガも物的損害も発生していない、いわゆる経営リスク(決算の誤り、補助金の流用、施設新設に伴う経営判断の誤りによる事後の損失等)については、従来の賠償責任保険では補償されません。役員賠償責任保険はこのリスクを補償する保険です。

◆団体加入のメリット

①団体のスケールメリットを活かした団体割引が適用されます。
②対象となる役員の方について、ご退任後の保障を制限することなく(通常は退任後10年以内)に起こされた訴訟のみが対象、補償されます。
③通常の保険では補償対象外となっている「理事会で選任された施設長」も補償対象とすることが可能です。

役員賠償責任保険のご案内

◆平成31年度の契約お申込み受付中

昨年開始した役員賠償責任保険団体加入制度のお申込み受付中です。保険は法人単位で加入、安定した事業の継続と役員や評議員を安心してお引き受けいただくためにも、役員賠償責任保険の加入をこの機会にぜひご検討ください。

◆申込方法

推進協ホームページの会員専用ページからパンフレットをダウンロードし、告知事項申告書と加入申込書にご記入の上、総資産額の方から決算資料(貸借対照表等)を添えて、事務局までご郵送ください。

岐阜県

社会福祉法人 さくらゆき 地域密着型特別養護老人ホーム

さくらの舞



～地域に根付いた高齢・障害・児童の福祉の拠点でありたい～

医療、福祉、法律の専門職が集まるNPOのボランティア団体のメンバーが中心となって、平成24年9月に「社会福祉法人さくらゆき」を設立し、翌年の25年7月に「さくらの舞」として特養事業を開始しました。

法人設立の準備をしていた時期(23年)に東日本大震災が起きました。雪が降りしきる中、「春に桜が見られるのかなあ」とつぶやく子どもの報道映像に心を打たれ、被災者の思いを私たちが忘れてはならないという決意で、「さくらゆき」と命名しました。

【施設の行事や取り組み】
看護師をユニットに常時配置
急な医療処置にも迅速に対応できるように、看護師をユニットに常時配置する体制を取っています。また、介護職員への医療的な知識の研修をこまめに行っています。

歯科衛生士による口腔ケアの指導の下、介護士が毎食後の口腔ケアと食事前の嚥下体操を行っています。誤嚥性肺炎の発症率が低下しました。ゲーム感覚で楽しくリハビリ施設内で行うさくらカフェでは、看護師主体でリハビリを兼ねて太鼓や釣りゲームな



「さくら」のように淡いピンク色の外観

【法人と施設の紹介】
当施設は名古屋駅から名鉄本線で約30分の岐阜駅から徒歩3分の郊外にあります。

「寝たきりゼロ」を實踐
重度の方でも1日1回は離床していただき、リビングで過ごす時間を設けています。また、無理のない方はトイレで排せつしていただくよう支援しています。

「その人らしさ」を支援
回想法も取り入れて「どんな暮らしをしていたか」、「どんなことが楽しかったのか」今やりたいことやしてほしいことなどをお聞きし、生活歴や嗜好や趣味などその方の生活スタイルに合わせた支援を心がけています。例えば、



職員手書きの似顔絵

敬老会で似顔絵プレゼント
敬老会では職員が手書きの似顔絵をプレゼントしています。皆さんから「大変よく似ている」と喜ばれています。

定期的動物セラピー開催
犬の他にインコやハリネズミなどの動物セラピーを定期的に行っています。今春からはポニーと一緒に散歩をするホースセラピーも計画中です。



職員手作りの太鼓でリハビリ

当法人は高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉(3本の矢)が共生できるサービスを提供しています。障害者受け入れのため、共生型短期入所施設をいち早く取り入れました。

障がいの子を持つ親の高齢化、そして親亡き後の支援が必要になったとき、また障がい者サービスから高齢者サービスへの移行が必要になったなど、様々なサービスで切れ目ない支援体制を整え連携を

【依田充朗理事長から】
依田理事長
ポニーと一緒に

【人材確保】
介護福祉士の資格保有者が65%在籍しているため、未経験、無資格の新人にも手厚い研修、指導を行うことができ、職員の定期的な面談を行うことで、悩みや相談に迅速に対応できる体制、懐妊した場合は夜勤や入浴介助などの体に負担が大きい業務は免除して働き続けられるシフト作り、育児休業後の復帰計画の相談やフォローアップで復帰しやすい環境を整えています。

小グループを組んでこまめに買い物へ出かけたり、理容室でタオルを洗って干す仕事を干す仕事を手伝っていただいたりしています。



好きな土いじりをする事で認知症の症状が緩和

〒501-6016 岐阜県羽島郡岐南町徳田1丁目79番地 TEL:058-268-0039 FAX:058-268-0040

【特養】3ユニット、29床【ショート】1ユニット、10床



(介護保険委員長 藤村二朗)

この課題において、連想されることは複雑である基本報酬と加算について、簡素化と読めますが、加算取得率の高い部分を基本報酬に含め、逆に出来ていない減算とするなどがイメージできます。資料を熟読し、総じて言えば横断的事項との整理です。種別や類型毎の評価の視点は持たない。また、総予算から課題解決しますので、プラス評価を考えた場合、どこをマイナスにするのかも同時にありえる。その際には、経営実態調査など見ながら、平均等を超える収支差の分母について見直されることも充分ありえると思います。

【連載】第10回(最終回)
30年度改定
要点ゼミ
消費税引上げと
介護報酬等の改定
第10回消費税見直しに伴う諮問答申を終え、次回介護報酬改定を踏まえた今後の課題及び次期改定に向けた検討について素案が参考資料として出されました。その中で、ユニット型特養に強く影響がありそうな部分についてコメントを入れさせていただけます。

■介護サービスの質の評価・自立支援に向けたエビデンスの集積について
質の評価については、従来通り加算において行っているところですが、通所介護サービスの評価では、成功報酬的な評価(アウトカム)が導入されました。過去にもコメントしましたが、「自立支援に向けた」とあることから、介護度改善やADL改善の評価が念頭にあるように読めます。

■基準費用額と地域区分に関する実態把握や今後の対応の検討について
平成17年10月に制定された基準費用額を初めて改定を31年10月に実施しますので、その状況について把握をするとのことですが、その延長線上には補給給付のあり方や地域区分についての報酬配分のあり方にも議論がある可能性があります。

■介護サービスの適正化や重点化、及び報酬体系の簡素化について
この課題において、連想されることは複雑である基本報酬と加算について、簡素化と読めますが、加算取得率の高い部分を基本報酬に含め、逆に出来ていない減算とするなどがイメージできます。資料を熟読し、総じて言えば横断的事項との整理です。種別や類型毎の評価の視点は持たない。また、総予算から課題解決しますので、プラス評価を考えた場合、どこをマイナスにするのかも同時にありえる。その際には、経営実態調査など見ながら、平均等を超える収支差の分母について見直されることも充分ありえると思います。

社会福祉法人 兼愛会
しょうじゅの里三保 (神奈川県)
施設長: 赤枝真紀子

いきがい倶楽部 陶芸教室



指導する李先生(写真奥)

しょうじゅの里三保には、入居者様やデイサービス、ショートステイの利用者様が趣味を継続できる時間と場所を提供する『いきがい倶楽部』があります。今回は、その中でも施設長の強い思いで始まった陶芸クラブをご紹介します。陶芸を習っている職員の紹介で、3か月に1度、李徳實先生に指導いただいています。先生が事前に用意した土を使って、参加者の方々は花瓶や皿、カップなどの形に仕上げていきます。成形した作品は先生が持ち帰り、窯で焼いてくれます。



丹精込めて作ったご自身の作品には親しみを感じられるようで、30分前にしたことを忘れてしまう重度の認知症の方でも、ご自身の作品は忘れずに「私がついたのよ」と仰います。 作品はご自身や家族が使います



お花のクラブで使うための花瓶作りに没頭



(いきがい倶楽部: 遠藤きぬゑ、高橋由美子)



作品と一緒に記念撮影!

社会福祉法人 せんねん村
せんねん村 (愛知県)
施設長: 木下典子

省エネエアコン導入 個別に温度設定ができて 年間コスト40%削減

今回、法人内施設の空調設備の入れ替え時期にあたり、全室同じ温度設定しかできないビル用マルチエアコンから、個別分散型の温度調節ができるエアコンに切り替えました。各居室ごとに室内の温度管理が調整できるので、入居者の方にも快適に過ごすことができるようになりました。24時間365日遠隔監視の可能であるEMS制御システムを導入することで、省エネ化、突然故障の予知等ができ空調をベストコンディションに保つことができます。空調入れ替えにあたっては、エネ合補助金を利用したことで、自己負担を減らすことができました。導入後は、年間で約40%、金額にして734万円ほどコストダウンできています。当法人は、地球環境の保全が施設運営における重要課題であると認識し、地球環境保全に積極的に取り組むことを「環境理念」としており、空調温度を適正に設定することを実施対策として掲げていますので、今回の入れ替えにより実現できたと実感しております。(施設長: 木下典子)

紹介動画はこちら⇒ <https://www.youtube.com/watch?v=kMRAW2SgoJA>



省エネエアコンとITM制御盤

介護ニュース・ダイジェスト

2月1日～2月28日

介護に係る政府機関や民間団体の動きを掲載しています。詳細は厚労省や各団体のHPなどをご覧ください。**赤字は重要ニュースです。**

訪問リハ要件を緩和

厚労省は訪問リハビリ(介護予防訪問リハ含む)の算定要件を緩和する。「30年度介護報酬改定Q&A」(Vol.8)で自治体に通知した。今年4月から国の研修を受けていない外部医師でも33年度末までに研修を受講すれば、訪問リハの情報提供できるようになる。訪問介護サービス事業者は2割減算を免れる。

31年度介護報酬改定を答申

2月 介護給付費分科会(1面参照)
社会保障審議会の第168回介護給付費分科会は、厚生労働省が示した「31年度介護報酬改定(10月1日実施)諮問案」を了承し、根本匠厚労相に答申した。諮問の柱は①改定時に「介護職員等特定処遇改善加算」を新設する②消費税率引き上げの影響に対応するためサービス単位を改定、区分支給限度基準額を引き上げる③基準費用額(食費・居住費)を引き上げるなど。

ユニット型(ユニット型個室、個室的多床室) 1日当たり単位、○は現行

- 要介護1 638 (636)
- 要介護2 705 (703)
- 要介護3 778 (776)
- 要介護4 846 (843)
- 要介護5 913 (910)

施設系の基準費用額

- ◇食費 1,392円(1,380円)
- ◇居住費
- ◇ユニット型個室
- 2,006円(1,970円)
- 1,668円(1,640円)

30年度改定検証案を了承

2月13日 介護給付費分科会
介護給付費分科会は「平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(2019年度調査)」案を了承した。①介護保険サービスの質の評価②機能訓練の状況(特養など対象)③介護ロボットの効果(特養など)④医療提供を目的とした介護保険施設の提供実態(老健、介護医療院など)など7項目。9月ごろ実施、来年3月ごろ決定の予定。

2019年度概況調査案を了承

2月13日 介護給付費分科会
介護給付費分科会は「2019年度介護

事業経営概況調査(概況調査)の実施案を了承した。29年度と30年度の決算額を調査し、収支差率や職員処遇などの実態を把握する。非回答アンケートなどによって有効回答率(前回28年度概況調査47.2%)の向上を目指す。5月実施、12月公表の予定。

31年度診療報酬改定を答申

2月13日 中医協
中央社会保険医療協議会(中医協)は消費税率引き上げに伴う31年度診療報酬改定を根本匠厚労相に答申した。10月1日実施。診療報酬本体の改定率プラス0.41%。新報酬は初診料288点(282点)、再診料73点(72点)など。

約10カ所、パイロット事業

2月14日 介護現場革新会議
厚労省の介護現場革新会議は31年度から全国10カ所程度の特養や老健などで「業務仕分け」「介護ロボット・ICTの活用」「元気高齢者の活用」などのパイロット事業を展開する骨子案をまとめた。清掃や配膳など専門性の高くない仕事をシニア職員や看護助手などに任せたりして人材活用の効率化を図る。

障害福祉の報酬改定案を了承

2月15日 厚労省検討チーム
障害福祉サービス報酬改定の検討チームは厚労省の「31年度障害福祉サービス等報酬改定案」を了承した。介護報酬改定と同様、経験・技能のあるリーダー級職員(原則、経験10年以上の介護福祉士など)の処遇改善を最優先する「特定処遇改善加算」を新設、2段階の加算率を導入する。

働き方改革の周知を要請

2月18日 経済団体へ厚労省
厚労省は経団連や日本商工会議所などの経済団体に「働き方改革関連法」(4月1日施行)の周知・啓発を要請した。原則、時間外労働の上限を「月45時間、年360時間」とし、違反した場合、雇用主に半年以下の懲役または30万円以下の罰金を科す。同一労働同一賃金や派遣労働者の賃金格差解消なども盛り込まれた。

「末期がん」でなくてもOK

2月19日 意見書・特定疾患名
厚労省は40～64歳の末期がん患者が要介護認定を申請する際に提出する主治医の意見書について「特定疾患名を『末期がん』ではなく『がん』と記載してもよい」と都道府県などに通知した。患者への配慮や末期がんの判断が難しいため。

第8期事業計画の議論開始

2月25日 介護保険部会
介護保険部会は2025年以降を見据え

た介護保険制度見直しや第8期介護保険事業計画(21～23年度)をめぐる議論を始めた。厚労省は「持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」など5つの検討項目を示し、今年冬ごろ(12月想定)までに意見をとりまとめるよう求めた。具体的には、「ケアプラン有料化」「原則2割負担」「地域支援事業の範囲拡大」などの議論と結論が注目されそう。厚労省は次の通常国会に介護保険法などの関連改正案を提出する方針(1面参照)。

母国語や平易な日本語で

2月25日 外国人雇用指針を改正
4月から始まる特定技能外国人労働者の受入れに備え、労働政策審議会・雇用対策基本問題部会は「外国人労働者の雇用管理の改善等」について事業主が適切に対処するための指針の一部改正案を了承した。違約金や保証金を徴収する職業紹介事業者からあつせんを受けないこと、労働条件や社会保険などについては母国語や平易な日本語で説明することなどを盛り込んだ。

離職率、研修など未達成

2月25日 介護雇用改善計画
厚労省の「介護雇用管理改善計画の実施状況」によると、29年度の介護職員の離職率(目標・全産業との乖離ゼロ)は16.2%で全産業14.9%を上回り、達成できなかったが、全産業との乖離は縮小した。雇用管理者の選任(全事業者の50%以上)は45.9%、教育・研修計画の立案(60%以上)55.4%なども未達成。

42社が「ハラスメント防止協定」

2月26日 対処方針を策定
U A セン日本介護クラフトユニオンは、介護労働者に対する利用者や家族からのセクハラやパワハラを防ぐため、42介護事業者と集団防止協定を締結したと発表した。事業者は対処方針を利用者や家族に事前説明するほか、介護職員の被害相談窓口を開設したりする。

福祉士 旧姓のままでも可

2月26日 規制改革推進委
政府の規制改革推進委員会は介護福祉士や保育士の姓名について「本人が希望すれば、結婚しても旧姓のままでもよい」とする考えで一致し、6月の答申に盛り込む方針。現行では結婚後は新姓での届け出が義務付けられている。女性が働きやすい環境整備の1つ。

統計不正の追加報告書

2月27日 厚労省特別監察委
「毎月勤労統計」の不正問題で厚労省の特別監察委員会は追加報告書を公表した。「不正開始は事業所や都道府県からの負担軽減の要望への配慮がきっかけ」「意図的組織的な隠蔽は認められなかった」などとした。野党が追及している官邸の関与については検証しなかった。

ズバリ回答! 人事・労務のお悩み

◎給与と最低賃金の比較方法



【今月の相談内容】

正規職員から最低賃金を下回っているのではないかと尋ねられました。その職員は、介護職であるものの職務内容が軽微なものであるため、他の職員に比べ低くなっています。最低賃金と比較するための計算方法を教えてください。なお、日給月給制で支給しています。

【回答】

まず、事業所が所在している都道府県の最低賃金の確認をしてください。
◆最低賃金との比較例
(東京都最低賃金 985円/時間)
①基本給18万円、②介護福祉士手当1万5千円、③主任手当5千円、扶養手当1万円、住宅手当1万円、通勤手当8千円、④年間所定労働日数250日、⑤1日の所定労働時間8時間とします。
(①+②+③)×12か月÷(④×⑤)は1200円となり、最低賃金の985円を超えています。

◆最低賃金の対象とならない賃金

- (1)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3)所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4)所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5)午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6)精皆手当、通勤手当および家族手当

なお、以下の者は、最低賃金の減額の特例許可申請を行うことができますが、今後同一労働同一賃金の観点から、ある程度根拠のある説明が出来るようにしておくことをお勧めいたします。①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者②試用期間中の者③基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者④軽易な業務に従事する者⑤断続的労働に従事する者。

なお、例年10月に見直しが行われます。給与改定とあわせて、確認ができるようにしておくといでしょう。
(監事・特定社会保険労務士 栗田淳一)

【用語解説】

特定処遇改善加算

これまでも介護職員の職場定着を狙いとした「介護職員処遇改善加算」などの取り組みが行われていたが、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を平均8万円程度または全産業の平均年収440万円へ引き上げ、給与面での不安から離職することを防ぐことを目的とした「介護職員特定処遇改善加算」が新設された。

新規入会施設のご紹介

- ◆特別養護老人ホームかくれんぼ
- 支部名 愛知支部
- 法人名 社会福祉法人等生会
- 法人代表者 理事長 中西美千花
- 施設代表者 施設長 錦織信彦
- 住所 〒462-0047 名古屋市中区金城町4丁目47-2
- 電話 052(918)7470

今後の予定

- 第1回認知症介護実践者研修(横浜市) 5月20日(月)～24日(金)
- しょうじゅの里鶴見(神奈川県) 5月30日(木)～31日(金)
- 第1回ユニットケア施設管理者研修 大田区産業プラザ(東京)
- 6月3日(月)大田区産業プラザ(東京)
- 平成31年度第1回理事会・社員総会 6月4日(火)大田区産業プラザ(東京)
- ユニットリーダー研修指導者勉強会 6月5日(水)きゅりあん(東京)
- 第1期ユニットリーダー研修(座学) 名古屋 6月10日(月)～11日(火)
- 福岡 6月13日(木)～14日(金)
- 静岡 6月20日(木)～21日(金)
- 東京 6月27日(木)～28日(金)
- 第2期ユニットリーダー研修(座学) 名古屋 9月2日(月)～3日(火)
- 仙台 9月5日(木)～6日(金)
- 大阪 9月9日(月)～10日(火)
- 東京 9月17日(火)～18日(水)

PCリサイクル ◆パソコン 無料回収◆

◆7のサポート終了まで10か月 ウィンドウズ7(マイクロソフト社のOS)のサポート期限は2020年1月14日(法人向けは有償で3年延長可能)と残り1年を切りました。

◆古いパソコンを安全に処分

事務局では、ウィンドウズ10のパソコンに買い替え、7のパソコンを安全に処分するために「NPO法人自立支援センターむくPC工房(東京都江戸川区・木村利信理事長)」に依頼し、引き取っていただきました。



むくPC工房の方にパソコンを寄贈

通常、パソコンの廃棄には処分料がかかりますが、むくPC工房は無料で回収、データ消去を行って証明書を発行してくれます。

◆引き取られたパソコンの行方

パソコンはデータ消去後に障害者の職業訓練に用いられたり、再生資源としてリサイクルされます。パーツ取りやデータ消去の作業は就労継続支援B型、就労移行支援で働く方たちが行っています。PCを安全に廃棄したい事業者にとつてパソコン処分費用が不要となるだけでなく、障害者の就労や職業訓練に活かされるなど、双方にメリットがあります。東京近郊の事業者の方は、利用を検討されてはいかがでしょうか。(山)

パソコン無料回収の流れ

- ①PC工房へ連絡→引き取り日程の調整
- ②PC工房によって機器を搬出
- ③データ消去(物理破壊)作業
- ④データ消去証明書を発行
- ⑤データ消去証明書を発送